

令和2年9月定例会 県土整備委員会（事前）

令和2年9月7日（月）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時21分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第12号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第16号 令和2年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について
- 議案第17号 令和2年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第18号 令和2年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について
- 議案第19号 令和2年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について
- 議案第20号 鳴門池田線緊急地方道路整備工事曾江谷新橋上部工の請負契約の変更請負契約について
- 報告第2号 令和元年度決算に係る資金不足比率の報告について
- 報告第4号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 高潮氾濫危険情報の運用開始について（資料1）
- ダムの事前放流について

貫名県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次をお開きください。

御審議いただきます案件は、まず、令和2年9月補正一般会計特別会計予算として、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為でございます。

また、その他の議案等といたしまして、条例案、受益市町村負担金、変更請負契約、資金不足比率の報告及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

9月補正予算では、国の防災・減災、国土強<sup>じん</sup>靱化のための3か年緊急対策の総仕上げとして、事前防災対策の集中的な実施や令和2年7月豪雨を踏まえた避難意識の醸成などに取り組んでまいりたいと考えております。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。

左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で73億2,558万6,000円の補正をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載しており745億9,951万1,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

2ページをお開きください。

特別会計につきましては、今回、補正はございません。

3ページを御覧ください。

このページから12ページにかけては、各課別の主要事項説明でございます。

まず、高規格道路課でございます。

右端の摘要欄に記載しておりますとおり、国直轄事業負担金など、7,163万円の補正をお願いしております。

4ページをお開きください。

道路整備課でございます。

道路拡幅や落石対策による道路機能向上対策と合わせ、新規事業の潜水橋等冠水状況お知らせ事業として、冠水時における潜水橋等の情報発信に要する経費など、44億7,862万3,000円の補正をお願いしております。

5ページを御覧ください。

都市計画課でございます。

街路事業費や公園整備事業費など、道路や都市公園の整備に要する経費として、6億4,329万1,000円の補正をお願いしております。

6ページをお開きください。

住宅課でございます。

新規事業の令和2年7月豪雨救援対策費として、被災者に提供する県営住宅の整備に要する経費など、1,140万円の補正をお願いしております。

7ページを御覧ください。

水管理政策課でございます。

国直轄事業負担金など、3億541万2,000円の補正をお願いしております。

8ページをお開きください。

河川整備課でございます。

河道掘削や樹木伐採による浸水被害軽減対策と合わせ、新規事業の逃げ遅れゼロ支援事業として、バックウォーター影響内における要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援に要する経費など、7億570万円の補正をお願いしております。

9ページを御覧ください。

砂防防災課でございます。

新規事業として、土砂災害警戒区域内における逃げ遅れゼロ支援事業や<sup>えん</sup>堰堤整備による土砂災害対策などに要する経費として、1億4,700万円の補正をお願いしております。

10ページをお開きください。

水・環境課でございます。

農業集落排水整備事業費では、汚水処理施設の整備に要する経費として、7,990万円の補正をお願いしております。

11ページを御覧ください。

運輸政策課でございます。

港湾海岸保全施設整備事業費など、港湾施設の整備に要する経費として、6億8,263万円の補正をお願いしております。

12ページをお開きください。

次世代交通課でございます。

新規事業の乗って応援！公共交通利用促進事業では、公共交通の利用促進と業と雇用の維持・確保に要する経費として、2億円の補正をお願いしております。

13ページを御覧ください。

繰越明許費でございます。

昨年度に引き続き、繰越明許費を早期に設定することにより、適正な工期を確保し、県土強<sup>じん</sup>靱化と建設現場の働き方改革をより一層推進するため、この度、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

このページから22ページにかけましては、一般会計といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業の翌年度繰越予定額を記載してございます。

22ページをお開きください。

翌年度繰越予定額の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり199億7,600万円となっております。

23ページを御覧ください。

特別会計に係る繰越明許費でございます。

港湾等整備事業特別会計の翌年度繰越予定額は、6,700万円となっております。

24ページをお開きください。

このページから25ページにかけましては、債務負担行為でございます。

ア、一般会計では、変更といたしまして、道路整備課の緊急地方道路整備事業工事請負等契約ほか7件につきまして、施工時期の平準化を図るため、ゼロ県債を設定し、債務負担行為の限度額の変更をお願いするものでございます。

26ページをお開きください。

このページからは、その他の議案等でございます。

まず、（1）条例案でございます。

ア、徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、建ぺい率等に関する特例の許可申請の審査に係る手数料を定めるとともに、二級建築士等の免許の登録に係る事務等を指定登録機関に行わせることについて、所要の改正を行うものでございます。

27ページを御覧ください。

（2）受益市町村負担金でございます。

このページから32ページにかけましては、道路整備課、都市計画課、砂防防災課、運輸政策課が所管する事業について、事業の実施を予定しております市町村ごとに、事業内容、事業費、負担金の額、事業費に対する負担金の割合を記載いたしております。

これらの事業につきましては、地元市町村と事前に十分協議をした上で実施しておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

33ページをお開きください。

（3）変更請負契約でございます。

ア、鳴門池田線緊急地方道路整備工事曾江谷新橋上部工に係る変更請負契約でございますが、この工事につきましては、労務単価の変更に伴う契約金額の増額変更をお願いするものでございます。

34ページをお開きください。

令和元年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第22条第1項の規定に基づきまして、流域下水道事業特別会計と港湾等整備事業特別会計の二つの事業会計について、令和元年度決算に係る資金不足比率を報告するものでございます。

表の資金不足比率の欄に「－」で記載しておりますとおり、両会計とも資金不足額は発生しておりません。

35ページを御覧ください。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、同法の規定により、県監査委員による審査をお願いしております。

その結果、次の36ページに記載しております資金不足比率審査意見書の第3、審査の意見欄にございますとおり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとしてお認めいただいております。

37ページを御覧ください。

専決処分の報告についてでございます。

道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について記載しております。

つるぎ町などで発生しました道路事故5件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点、御報告させていただきます。

お手元に御配付の資料（その1）を御覧ください。

1点目は、高潮氾濫危険情報の運用開始についてでございます。

これまで本県では、想定し得る最大クラスの高潮を対象とした高潮浸水想定区域図の本年1月の公表をはじめ、高潮による被害の軽減を図る取組を進めてまいりました。

この度、本県の沿岸を讃岐阿波、紀伊水道西、海部灘の三つに区分し、海岸毎に切迫する高潮氾濫の危険性を知らせる高潮氾濫危険水位を設定いたしました。

この水位に達した場合、県民の皆様に屋内の上階や近隣の高い建物など、安全な場所への緊急的な避難を促す高潮氾濫危険情報を発表することを徳島県水防計画に規定し、9月1日から中四国で初めて運用を開始いたしました。

今後とも、地元市町をはじめ、関係機関と連携し防災情報の周知徹底に努め、県民の皆様の確実な避難行動につながるよう、しっかりと取り組んでまいります。

2点目は、ダムの事前放流についてでございます。

資料の配付はございませんが、先の企業局から行いました那賀川水系でのダムของ事前放流についての御報告に続き、県土整備部から、吉野川及び勝浦川水系でのこの度の台風第10号による降雨に伴う事前放流の実施について御報告いたします。

あらかじめ河川管理者、ダム管理者、利水関係者との間で締結していた吉野川水系治水協定及び勝浦川水系治水協定に基づき、去る9月5日から、四国電力株式会社が管理する吉野川水系祖谷川の名頃ダム及び三縄ダムにおいて、また、徳島県が管理する勝浦川水系勝浦川の正木ダムにおいて、事前放流を実施し、洪水を待ち受ける態勢を強化した上で治水対策に当たっているところであります。

引き続き、関係機関との連携の下で、きめ細やかなダム操作により流域住民の安全、安心の確保にしっかりと取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岩佐委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

元木委員

ただいま御説明いただきました資料の4ページ、潜水橋等冠水状況お知らせ事業について、何点かお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、潜水橋等冠水状況お知らせ事業の具体的な内容、例えば箇所ですとか、こういった装置を設置されるのかといった内容について教えていただけたらと思います。

大森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

ただいま委員より、潜水橋等冠水状況お知らせ事業について御質問いただきました。

本年7月の豪雨では、線状降水帯の影響で局地的に猛烈な雨が降りまして、広範囲における浸水や冠水が発生し、車両の水没といった避難中に被災する事象が発生しております。

本県におきましても、冠水のおそれのある箇所につきましては、排水設備や注意喚起の表示板等のハード整備により車両通行の安全を確保してきたところです。

この度の豪雨を受けまして、河川の急激な上昇に伴い冠水の発生するおそれのある県管理道路の潜水橋や吉野川のアンダーパスにおいて、同様の被害の発生が懸念されるため、更なる安全対策を図る必要がございます。

こうしたことから、吉野川を渡河する7か所の潜水橋及び吉野川橋のアンダーパス2か所の全9か所に監視カメラを設置し、道路情報の遠隔監視を行うものでございます。

元木委員

全9か所で映像による情報発信を行っていただけるということでございます。

今回も台風で、県内のかなりの河川が増水して、潜水橋やアンダーパスがつかった所も

あるのではないかなと心配しておるところでございます。

近年の県内の潜水橋等における通行規制の状況について、教えていただきたいと思います。

大森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

県内の潜水橋等の事前通行規制の状況でございますが、平成28年から本年7月末現在の過去5年間で集計しますと、潜水橋等で冠水又は冠水のおそれがあるということで通行止めになったものが延べ161回、それから吉野川のアンダーパス冠水又は冠水のおそれがあるという場合につきましては延べ18回となっております。

また、昨日からの台風の豪雨によりまして、本日8時現在、脇町、川島、千田の3橋で冠水又は冠水のおそれがあるということで通行規制をさせていただいております。

元木委員

是非、住民の方々が安全、安心を実感できるような取組にしていきたいと思います。

この映像による情報は県民の方々にこういった形で発信されるのか、教えていただけたらと思います。

大森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

今回設置するカメラにつきましては、撮影された映像をインターネットの回線等を介しまして、徳島県県土防災情報管理システムのホームページと動画配信サイトの徳島県チャンネルにおきまして、配信を行う予定でございます。

これらのデータは、スマートフォンなどの携帯端末からでも閲覧が可能ということでございますので、道路通行規制情報や水位情報と併せまして、一般のドライバーに道路の冠水状況をリアルタイム映像で配信することができます。

これにより、車両通行の安全確保につなげることが期待できると考えております。

元木委員

是非、効果的な情報発信をしていただきたいと思います。

この4,500万円の取組で、職員の方々の業務の負担もかなり軽減されるのではないかなと思うわけですが、費用対効果という観点でいえば、この事業がこういった効果をもたらすと考えておられるのか、基本的な認識をお伺いさせていただきたいと思います。

大森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

今回の事業によってカメラを設置することによる効果につきまして、潜水橋の通行止めにつきましては、上流のダムの放流量や降雨の状況のデータを参考に、待機している職員が現地のパトロールを行いまして、水位の状況を確認しながら冠水のおそれがあると判断した時点で事前通行規制を行っておるところでございます。

今回設置する監視カメラで常時遠隔監視を行うことによりまして、河川の水位状況を一

早く察知することができますし、職員のパトロールに要する時間を短縮することで、早めの事前通行規制が可能になると考えております。

また、監視カメラの映像を一般公開することで、冠水情報を早い段階でドライバーにお知らせすることができますので、ドライバー自身がより安全な迂回ルートを選ぶなど、未然に被害の防止につなげる効果も期待しておるところでございます。

さらに、監視カメラで常時監視することができるため、橋梁<sup>りょう</sup>に影響を与える流木でありますとか、そういった状況が把握できますので、平時の維持管理や安全管理にも役立てることができると考えております。

## 元木委員

是非、最小の経費で最大の効果を発揮できるような事業にしていきたいと思います。

カメラが故障することもありますので、こういった対策ですとか、あるいは何か個人のプライバシーに関わるようなものが映り込んでしまったといったときの対応についてもしっかりと留意していただき、安全なシステムにしていきたいと思いますという次第でございます。

それから、公共交通利用促進事業についても少し確認をさせていただきたいと思えます。

今回のコロナ禍で公共事業を営んでおられる方々も、経営の更なる不振に悩んでおられる事業所がたくさんあると思えます。私もJRをたまに使うのですが、空席で空気だけを乗せて走っておるような状況が見られますし、今回、県西部でも観光バスを利用して高校生を運んでいただいておりますけれども、保護者の方はバスの中が密になったりしてちょっと心配しておられたり、公共交通に関係している方はいろんな意味でストレスに悩んでいるのではないかなと思えます。

こういった中で、乗って応援！公共交通利用促進事業というのは県が半額を補助するという仕組みでありますけれども、そもそも根本のところでお伺いしたいのです。

今、県においては3密回避ということで、なるべく不要不急の外出を抑制して、たくさん人がいる所に行くのはやめましょうとか、県外に行くのはやめましょうと言っておるような状況ですが、そもそもこの事業をすることによって、こういった効果を期待しておられるのか、お伺いさせていただきたいと思えます。

## 以西次世代交通課長

ただいま、元木委員のほうから、乗って応援！公共交通利用促進事業に関しまして御質問いただきました。

公共交通に関しましては、4月に発令されました緊急事態宣言に伴いまして、都道府県をまたいだ不要不急の往来自粛と外出制限によりまして、ばらつきはございますけれども、4月、5月をピークに利用状況は前年に比べて9割、8割減少という大きな痛みが発生している状況でございます。

5月に緊急事態宣言が解除されて以降、社会経済活動、学校活動、教育活動のほうも段階的に再開されまして、利用者の一部回復というところも見られまして、6月以降も高速

バスの運行再開、飛行機のほうも復便が見られるようになったところでございました。

しかしながら、7月に入りまして、再び感染拡大が見られるようになりまして、帰省の自粛でありますとか、イベント行事等も延期になるといった動きもございまして、十分な利用回復には至っていないところであり、今後も公共交通事業者への影響が懸念される状況でございます。

今回、9月補正予算で上げさせていただいている事業につきましては、大きく利用者が落ち込んだ公共交通の需要を喚起するために、誰もがお得に利用できるプレミアム交通券を発行したり、スマートライフを応援する形で貸切バスを活用していただくような事業を支援する形で、公共交通の利用促進と業と雇用の維持確保を図ってまいりたいと考えているものでございます。

元木委員

業と雇用の維持確保を図るということで、御答弁を頂いたところでございます。

新型コロナウイルスは何年かすれば必ず終息していくと、私は確信しておるわけでございますけれども、それまでの間をどうつないでいくのか。正にウイズコロナの公共交通の在り方というのが一つのテーマではないのかなと考えております。

この事業というのは、コロナの前から公共交通はかなり経営が厳しいところがありまして、これまで取り組んできた延長線上の施策なのかなと思うわけでございます。

私の意見としては、各事業所の経営に対してどういった補償を充実させていくのかといった観点での検討、あるいは近年の経営不振によって職を失っておられる方やこれから失う可能性のある方に対して、どのような働き場所を提供していくのかといった観点の検討が必要ではないのかと感じております。こういった角度での支援について検討してはいかがでしょうか。

以西次世代交通課長

徳島においても新型コロナウイルスの感染が広がったということがございますけれども、ウイズコロナ時代におきまして、各公共交通機関におかれましては、それぞれの業界が策定したガイドラインに基づきまして、感染防止策を講じて運行していただき、県民の生活の足を守っていただいているところでございます。

今後はそういった取組だけではなく、そういうことを踏まえた上で需要喚起策をいかに図っていくかということが大事になってくるのではないかと考えております。

感染を心配されて公共交通の利用を控えられるという動きがありますけれども、県民の皆様の生活の足という部分もございますので、この事業をきっかけに公共交通を利用していただき、皆様に公共交通機関の事業活動を支援していただきたいと考えておるところでございます。

元木委員

ありがとうございました。地域公共交通というのは、市町村が主たる支援の役割を持つておるのかなと思いますが、この市町村との連携を重視していただきたい。

市町村が主になりますと、地域ごとで支援の強さにばらつきが出るかと思うので、

公平な立場で県が調整役になって公共交通機関をどうしていくのかということを長期的な視点で捉えていただいて、積極的に検討していただきますよう要望させていただきまして終わります。

岩佐委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（11時48分）